

オフィスや職場の見やすい場所に掲示してください。
違反した場合は罰せられることがあります。

公示

ロサンゼルス最低賃金

2016年7月1日から有効な賃金

\$10.50 時間当たり



2016年7月1日からロサンゼルス最低賃金条例に従い、すべての雇用者は従業員に最低賃金を支払うことが義務付けられます。ロサンゼルス最低賃金条例セクション187.02により最低賃金レートは毎年調整されます。特定の免除や猶予が適用されることがあります。

従業員が26人以上の雇用者:

7/1/2016	\$10.50
7/1/2017	\$12.00
7/1/2018	\$13.25
7/1/2019	\$14.25
7/1/2020	\$15.00

従業員が25人以下の雇用者または従業員26人以上で猶予が認められている非営利活動法人の雇用者:

7/1/2017	\$10.50
7/1/2018	\$12.00
7/1/2019	\$13.25
7/1/2020	\$14.25
7/1/2021	\$15.00

ロサンゼルス賃金標準化条例により、契約管理局賃金標準化オフィスは、反則容疑の調査、就労場所の検査、従業員のインタビュー、給与記録の確認などを行わせる権限があります。賃金標準化オフィスは、市決議の最低賃金条例を施行し:
1) ロサンゼルス最低賃金の不払い; 2) 通知、掲示、給与記録義務の不履行; さらに 3) 報復を含めたその他の反則行為を取り締まります。ロサンゼルス市規定セクション188.04により、従業員は市決議の最低賃金を受け取ることに、いかなる差別や報復を受けることから保護されています。

ロサンゼルス有給病気休暇

2016年7月1日発行

2016年7月1日からロサンゼルス最低賃金条例に従い、従業員25人以下の雇用者を除くすべての雇用者は、従業員に病気有給休暇を付与することが義務付けられます。病気有給休暇は、ロサンゼルス市で同じ雇用者の下で1年間に30日以上、特定の週に2時間以上勤務する、すべての従業員に付与されます。従業員が25人以下の雇用者は、2017年7月1日より病気有給休暇手当を支給します。

資格

前倒し	雇用の毎年度、暦年または12カ月間の初めに少なくとも48時間の病気有給休暇を付与。
発生時	勤務時間30時間毎に1時間の病気有給休暇を付与。
72時間の上限	発生した、または未使用の病気有給休暇は雇用の翌年に繰り越され、最低でも72時間の上限が定められるものとします。ただし、雇用者は制限なし、または上限の引き上げを選択できます。
離職	雇用者は、離職時に発生した、または未使用の病気欠勤日について従業員に補償を提供する義務を負いません。
復職	従業員が離職から1年以内に再雇用された場合、以前に発生した、または未使用の病気有給休暇は回復するものとします。

使用

時期	従業員は、雇用時から90日目、または2016年7月1日以降のいずれか遅い日から病気有給休暇を使用できます。
方法	雇用者は、従業員本人、家族、血縁または婚姻により関係者の口頭または書面による請求があれば、病気有給休暇を付与するものとします。使用が認められる時期は、ロサンゼルス市規定セクション187.04(G)に記載されています。 有給病気休暇の利用は、年間48時間に制限されます。

ロサンゼルス市規定セクション187.06により、従業員は市決議の有給病気休暇をとつことに関して、いかなる差別や報復も受けられないよう保護されます。

詳しいことは、賃金標準化オフィス1-844-WAGESLA(924-3752)に電話するか
メールwagesla@lacity.orgまたはwagesla.lacity.orgをご覧ください。

ロサンゼルス市は、米国障害者法第II章の対象となる事業者として、障害に基づく差別を行うことなく、要請に応じて、そのプログラム、サービス、および活動への平等なアクセスを確保するための合理的な宿泊施設を提供します。